

知っておきたい

臨床研究に係る指針と法律

開催日時 2019年1月31日(木) 17時30分～18時30分

会場 南棟3階講義室

講師 治験支援室 井草千鶴担当係長

内容 ・臨床研究法とは
・人を対象とする医学系研究に関する倫理指針とは

対象者 当院職員、当院臨床研究等倫理審査委員会委員、
地域医療機関の皆様

臨床研究の実施にあたっては、研究者等は1年に1回講習会を受講するよう求められています。研究分担者も含め、現在研究を実施している方、これから研究の実施申請する方は必ず受講してください。

また、学会発表や論文投稿時に、倫理審査委員会の承認及び院長許可を受ける必要がある場合もあります。その際も、1年以内の講習会受講が必要となります。

この試料、他に提供してもいいよね

前にも提供したから、提供していいよね

この診療情報を使って発表したい

患者様から

同意を取っていますか？

違反行為をしていませんか？

何が違反行為か

理解できていますか？

問い合わせ先

臨床研究等倫理審査委員会事務局
(事務部総務課)

内線 7412